

甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書

1 業務名

甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

3 業務の目的

本業務は、2050年脱炭素社会の実現を見据え、甘楽町の地域特性を踏まえ、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「甘楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を策定することで、甘楽町の地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

4 業務内容

受注者は次に掲げる業務を行うものとする。

（1）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（2）基本的事項の整理・検討

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定について整理・検討する。その際、世界的潮流を踏まえ、甘楽町が抱える課題を解決に導く再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向を整理のうえ、整合を図ること。

（3）自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

甘楽町の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。

収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

- ・自然条件：地勢概要、気象、植生等
- ・経済的条件：事業所・就業者数の状況、各産業の動向等
- ・社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

(4) 温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

①区域別の温室効果ガス排出量の把握

区域別の特性や温室効果ガス排出量の現状について調査し、部門・分野における排出量を推計する。

推計手法については、受託者の提案に基づき住民課環境係と検討の上決定することとするが、甘楽町の区域別の特性に合わせた推計手法を提案すること。

②区域別の温室効果ガス排出量の将来推計

区域別の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年、2050年における温室効果ガスの排出量の推移を推計する。

その際は、原則複数パターンで推計するものとする。なお、必ず、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」における「現状趨勢（BAU）ケース」を含む2つ以上のパターンを提案すること。

(5) 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。

(6) アンケート調査の実施及び分析

上記（4）から（5）の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法（WEB や SNS 等）を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。

アンケート調査における、受託者と甘楽町の分担表（案）を以下に示す。

下記を基に、受託者と甘楽町で協議の上、分担を決定する。

アンケート調査の役割分担表（案）

対象	項目	甘楽町	受託者
住民	調査票の作成		○
	アンケートフォーム等の作成		○
	住民の抽出	○	
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）	○	
	調査票の分析・計画への反映		○
事業者	アンケートフォーム等の作成		○
	送付先事業者の選定、メールアドレス提供	○	
	アンケートフォームURLの送付		○
	回答の分析・計画への反映		○

(7) 特性・課題の分析

上記（2）から（4）の結果をもとに、区域別の特性・課題の分析を行う。

(8) 2050年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

①将来像の検討

上記(2)から(7)の結果を踏まえ、2050年のカーボンニュートラルという目標を達成した状態として、甘楽町の将来像を描く。将来像は、カーボンニュートラルだけでなく区域別の課題の解決を図るよう、社会経済や脱炭素対策に関連する項目を定性的に描く。

②将来像を踏まえた脱炭素シナリオの作成

将来像を踏まえ、区域別の温室効果ガス排出量の将来推計と、将来像を達成した社会の状態に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにした脱炭素シナリオを作成する。

(9) 温室効果ガス排出量削減目標の設定と、目標を踏まえた区域別の再生可能エネルギー導入目標の策定

上記将来像を踏まえて、2030年、2050年における温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

また、その目標と区域別の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

(10) 目標達成に向けた施策の検討・支援

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、区域別の課題解決の達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討及び施策の実行に必要な国や県へ提出する書類等の作成支援を行う。また、本業務実施により改訂が必要となる見込みの「甘楽町 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」についても、本業務の実施内容を基に、修正後の目標値や、目標達成に向けた施策内容について、適宜助言を行うものとする。

(11) 気候変動適応計画の包含

これまでに甘楽町に生じている気候変動の影響事例や将来想定される影響について、国の気候変動影響評価等を基に評価を行い、甘楽町の特性に即した適応策を検討する。

これらは、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け、計画書に反映すること。

(12) 計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

(13) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書原案及び計画書原案の概要版を作成する。

また、区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。

なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

(14) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

(15) 会議等開催支援

甘楽町では、本業務実施に当たり、実行計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、庁舎外のステークホルダーを含む体制として「地球温暖化対策審議会」を3回程度開催する予定である。

受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

5 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

6 業務実施上の条件

全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。

7 成果品

本業務委託における成果品は、次のとおりとする。

(1) 電子データ (CD-R 等) 1式

- ・業務報告書
- ・甘楽町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 概要版
- ・甘楽町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 本編
- ・その他、関連資料

8 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律をはじめとした関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、甘楽町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を発注者に報告し、その指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。

(6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。